

黒石市教育委員会訓令第10号

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年6月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会専決代決規程（昭和58年黒石市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「館長及び所長を含む」を「教育研究所にあつては所長、市立図書館にあつては次長」に改める。

第8条第1項本文中「課長補佐」の次に「（市立図書館に次長補佐を置く場合にあつては、次長補佐。以下同じ。）」を加える。

第11条第1項中「各課、所及び館」を「課、教育研究所及び市立図書館」に改める。

別表各課共通の部国及び県の支出金の項中「若しくは」を「又は」に改め、同表に次のように加える。

市立図書館	図書館奉仕の実施		実施事項の決定 (1) 収集資料、保存資料、廃棄資料等の決定 (2) 利用者カードの交付 (3) 貸出し及び複写利用の許可
	図書館資料の管理		

			(4) 利用の制限
	施設の管理		(1) 市民活動室の利用の許可及び制限 (2) その他施設、設備の利用の制限

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。